

2015年11月4日

文化審議会法制・基本問題小委員会 御中

## TPP 協定における著作権法関連事項に対する意見

一般社団法人 日本知的財産協会  
著作権政策研究会／著作権委員会

## 1) 著作物の保護期間の延長について

- ・ 著作物の保護期間の延長については、わが国の優れた著作物がより長期間の保護を享受できるようになる、というメリットがある一方、現在の権利者が不明である著作物を利用することが困難な期間がより長期化する、というデメリットも指摘されているところである。
- ・ 域内の制度調和という観点から、統一的な著作物の保護期間を定めることについては反対しないが、過去の著作物に基づく新たな創作等が文化の発展に資するという側面もあることから、保護期間の延長によって、上記のようなデメリットがもたらされる可能性も考慮の上、権利者不明著作物の利用の妨げにならないような裁定制度の見直しや、その他の合理的な方策を合わせて検討すべきだと考える。

## 2) 著作権侵害罪の一部非親告罪化について

- ・ 海賊版製造等の組織的な犯罪行為を効果的に取り締まる、という観点からは、著作権侵害罪の一部を非親告罪化することにも合理性はあると考える。  
一方で、非親告罪化が、著作物の利用者に対して過剰な萎縮効果を与える可能性があることについても、かねてから指摘されていることであり、一部非親告罪化を行うのであれば、二次創作活動等への影響も考慮して、適用される行為等の範囲について、慎重な検討を行うべきである。
- ・ このような観点からすれば、協定において、対象を「市場における著作物等の利用のための権利者の能力に影響を与えるもの」に限定するセーフガードが盛り込まれたことは、二次創作活動等への萎縮効果を回避する上で極めて重要なことであり、法改正に際しても、この条件を適切に要件化し、条文に反映していただくようお願いしたい。

## 3) 著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段について

- ・ 著作物の違法な利用を抑制するために講じられる一定の技術的手段を保護する必要性があることは理解するが、目的にかかわらず一律に、技術的手段の回避行為そのものを、刑事罰も含む規制の対象とした場合には、より効果的に著作権を保護する技術的手段を開発する機会すら失われる可能性があり、社会にとっての弊害が大きい。
- ・ したがって、仮に、この協定上の義務を履行するために現行法を改正することになったとしても、技術開発目的や、著作物の表現を享受しない利用の目的等、著作権の違法利用以外の目的で回避行為を行う場合については、民事、刑事両面で規制の対象から外れることが明確になるよう、例外又は制限規定を整備すべきである。  
また、技術的手段を回避する装置等の製造等の規制に際しても、前記のような目的で



行われる回避行為が実質的に規制されることにならないように、適切な例外又は制限規定が整備されるべきである。

#### 4) 法定の損害賠償又は追加的な損害賠償に係る制度整備

- ・ 権利者に対して十分な額の賠償を行うべき、という考え方は支持するが、わが国においては不法行為における填補賠償の原則が長年にわたって定着していることを考えると、仮に、この協定上の義務を履行するために現行法を改正することになったとしても、損害の多寡にかかわらず一律に高額な賠償額を法定賠償額として定めることや、懲罰的損害賠償の制度を創設することは妥当ではない。
- ・ また、現在の著作権法 114 条各項の規定は、権利者が、自らに現実に生じている損害額を立証しなくても、一定の擬制の下で十分な額の賠償を受けられるようにしたものであり、既に、今回の協定での合意内容を満たしていると考えられることもできるため、そもそも改正が必要かどうか、という点も含めて検討をお願いしたい。

#### 5) その他

- ・ 「著作権法整備に関わる事項」には挙げられていないが、「協定の概要」の関係部分抜粋資料の『知的財産権保護の権利行使』の項において、「衛星放送やケーブルテレビの視聴を制限している暗号を不正に外す機器の製造・販売等への刑事罰及び民事上の救済措置を導入」という内容が記載されており、この内容は、前記 3) の「技術的手段の回避行為」の規制と関連するほか、現在、WIPO で検討されている「放送機関に関する条約 (仮)」においても同様の検討がなされている。
- ・ 「不正」な装置が販売され、放送の正当な技術的制限の回避行為を助長することは的確に規制されてしかるべきであるが、一方で、規制が過剰になされることで、暗号技術の発展や脆弱性回避のために行われる研究開発、ならびに、正当な機器、部品、チップ等の製造・販売・サービス提供が阻害されるようなことがないよう留意していただく必要がある。仮に、この協定上の義務を履行するために何らかの法改正を行うこととなったとしても、適切な要件の下で対象行為を画した上で、必要な除外規定等も合わせて整備するようにすべきである。

当協会からの現時点での意見は以上のとおりであるが、今回の協定においても、「正当な目的による例外及び制限を通して、締約国が、著作権制度における均衡を継続して達成するよう努める義務」がある旨うたわれているところであり、今後の法改正に際しても、著作権の保護強化の側面に目を向けるだけでなく、平行して柔軟な権利制限規定の導入を進める等、全体としてバランスの取れた著作権制度の構築を目指していただきたい。

以上

連絡先窓口 一般社団法人 日本知的財産協会

事務局長 西尾信彦

千代田区大手町 2-6-1 朝日生命大手町ビル 18 階

TEL : 03-5205-3432 E-mail : nishio@jipa.or.jp

